

### 【3】規制の許可例外

#### 規制の許可例外について（技術の提供）

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条において、安全保障貿易管理の観点から特に支障が無いと認められるため許可を必要としない技術提供が規定されています。代表的なものとしては以下のようなものがあります。

- **公知の技術**を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
  - ア) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイルなどにより、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
  - イ) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録など不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
  - ウ) 工場の見学コース、講演会、展示会などにおいて不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
  - エ) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
  - オ) 学会発表用の原稿又は展示会などでの配布資料の送付、雑誌への投稿など、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- **基礎科学分野の研究活動**において技術を提供する取引  
ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」（役務通達）をいいます。
- **工業所有権の出願又は登録**を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを提供する取引（プログラム及び告示で定めるものを除く）
- プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを提供する取引（プログラム及び告示で定めるものを除く）
- 貨物と同時提供で貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、ソースコードが提供されないもの（告示で定めるものを除く）
- 原子力災害等の援助のために貨物に付随して輸入された使用の技術の貨物の返送に付随して提供される取引
- 暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であって、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの

#### 規制の許可例外について（貨物の輸出）

輸出令第4条の規定に基づき、規制対象貨物であっても例外的に、経済産業大臣の許可を取得せずに貨物の輸出を行うことができます。その主な例は以下のとおりです。

- **少額特例**・・・適用対象の貨物については、以下の条件により総額が指定された金額の範囲内であれば、輸出許可は不要となります。
  - ア) 総額は船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制対象貨物の該当項番ごとの総額
  - イ) 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
  - ウ) 外貨建ての場合、日本銀行が公表する換算レート

なお、輸出管理懸念国（北朝鮮、イラン及びイラクの3か国）向けの輸出には、少額特例は適用されません。また、ホワイト国向け以外の輸出には、用途及び相手先の確認の段階で「おそれ有り」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合、少額特例は適用されません。

貨物区分	少額特例・適用額
① 輸出令別表第1の1項～4項	適用対象外
② 輸出令別表第1の5項～13の項のうち、下記⑥以外	100万円以下
③ 輸出令別表第1の14項	適用対象外
④ 輸出令別表第1の15項	5万円以下
⑤ 輸出令別表第1の16項	適用対象外
⑥ 輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物	5万円以下

○ 暗号特例・・・輸出令別表第1の「8の項（コンピュータ）」、又は「9の項（通信関連）」の一部であって、次の3項目のすべてに該当する場合には輸出許可は不要となります。

ア) 購入に関して何らの制限を受けず、誰でも簡単に店頭や通信販売・インターネット販売などで、販売店の在庫から入手できるもの

イ) 暗号機能が使用者によって変更できないもの

ウ) 使用に際して、メーカーや販売店の技術支援が不要のように設計されているもの

なお、ホワイト国向け以外の輸出には、用途及び相手先の確認の段階で「おそれ有り」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合、暗号特例は適用されません。